

法曹倫理国際シンポジウム東京 2018
基調報告 弁護士のとつとめ

森際 康友

日頃より弁護士会や法科大学院において弁護士の倫理・規律の研究・研修・教育にご尽力の先生がたをはじめ、ご参集頂いたみなさま、

本日はご多忙のところ、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。2018年の法曹倫理国際シンポジウム東京 International Legal Ethics Symposium in Tokyo 2018（略称ILEST18）は、法曹倫理の研究・研修・教育に携わる有志が立ち上げた研究会を中心に企画実行している学術的催しであり、本年が8回目になります。研究会も発展的にその姿と名称を変え、現在では、「弁護士および弁護士会の職業倫理的当為の研究」会（以下「本研究会」）です。今年は「弁護士のとつとめ」と題して、プログラムにあるようなアジェンダで、弁護士の社会的責務を検討いたします。

ご承知のとおり、わが国の法曹養成制度は現在、試練の時期を迎えており、さらに、弁護士不祥事への弁護士会による対応を契機に弁護士の研修・後継者養成制度の内実が注視されています。危機的状況を受け、弁護士の社会的使命の改めての真剣な検討、およびその使命をよりよく果たすための制度整備が厳しく問われているところです。弁護士の使命に関しては、その課題の特質が、弁護士非行の原因分析と組織的対応の過程で明らかになりつつあります。それは、「弁護士のとつとめ」を明らかにするには、依頼者と弁護士との2者関係だけでなく、弁護士会を含めた（依頼者・弁護士・弁護士会の）3者関係で問題を捉える視座が必要だ、ということです。本シンポジウムは、このような問題設定を受け、第一部で、依頼者と弁護士関係、第二部で、弁護士と弁護士会関係をめぐる問題を取り上げ、シンポジウムで会場のみなさまとともに両分野を統合した「3元的」観点から議論いたします。

第一部は、弁護士職務基本規程改正事項の一つで、大いに議論されている点です。

第二部は、わが国の弁護士が、弁護士一家であることから様々な利益を得ているにもかかわらず、さらに、弁護士会の指導監督が中長期的には自己利益であるにもかかわらず、近視眼的にこれを嫌がる気風があり、また、それが許されてしまっています。シンポでは、この現実に対する自覚を求めます。具体的には、他国の弁護士会がいかにして指導監督しているのか、とくに弁護士が依頼者の財産に手を出さないようにする方途を紹介し、わが国ではどうすべきかを問いかけます。

組織的対応の一環として、日本弁護士連合会において弁護士職務基本規程解説の第3版がごく最近に刊行されました。また、弁護士非行に対する制度的対応の1つとして、依頼者見舞金制度が実施されました。これらの動きを踏まえて、現在、弁護士職務基本規程自体を改正する手続が進行中です。このように、これまでにない多様な仕方で弁護士のつとめの内実を明確にする努力が日弁連を中心に行われています。

問題の恒常的な検討と制度的解決の努力の一環として、本研究会は、一般財団法人司法協会の助成を得て、科研費基盤研究(B)「法曹倫理の3元的展開——当事者・法曹・専門職自治組織の役割」(研究代表者:森際康友)と共催で、これらの問題に関心のある方々とともに、わが国弁護士の専門職倫理研究を発展させていきたいと存じます。

具体的には、これまでのシンポジウムにおける理論的蓄積を踏まえ、一方で、弁護士の依頼者に対する法的義務・倫理的責任の本質を探究しております。他方で、職域拡大時代を見越した弁護士倫理の体

系構想をさらに発展させ、依頼者・弁護士・弁護士会の3当事者のあるべき相互関係の考察という方法で、弁護士の公共的役割と責任を探究し、上記の多様な状況を整理しております。こうして弁護士倫理の基盤とフロンティア双方について広く議論し、法曹倫理の学問的かつ実践的な体系化を図りたいと考えます。また、この機会に、法曹倫理の研究教育に関心のある有志の全国的な連携にご協力頂ければと存じます。開催趣旨にご賛同頂き、本日は、「弁護士のつとめ」に関して新たな局面を開拓する広大にして深い議論をお願いいたします。